

毎金だより

第18号

平成27年12月
発行

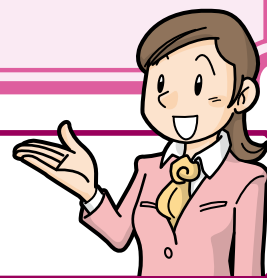


も く じ

- P2-3 ▶ 「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告
- P4-5 ▶ 平成27年10月から被用者年金制度が一元化されました
- P6 ▶ 年金額改定通知書の様式が変わります
- P7-10 ▶ 所得制限について
(平成27年12月支給期から)
- P11-14 ▶ 被用者年金制度の一元化後の届出について
- P15 ▶ 年金相談窓口一覧
- P16 ▶ ねんきんカレンダー

全国市町村職員共済組合連合会

「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告



「平成27年分 公的年金等の源泉徴収票」を平成28年1月下旬にお送りします

※障害・遺族を支給事由とする年金は非課税のため源泉徴収票をお送りしません。

本年分の確定申告は、平成28年2月16日(火)から同年3月15日(火)までの間に行うこととされています(所得税の還付についてはそれ以前から申告が可能です。詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。)

●所得税の確定申告を行うことで還付が受けられる方

平成27年中に所得税を納めすぎとなっている方は、確定申告を行うことにより源泉徴収税額の還付を受けられる場合があります。

(以下はその代表的な例です。)

- ▶国民健康保険料、年金からの控除によらない介護保険料等の社会保険料の支払いを行った方
- ▶生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料等の支払いがあった方
- ▶災害等(豪雨や台風を含む)により住宅や家財などに損害を受けた方
- ▶住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を受ける方
- ▶一定額以上の医療費の支払いがあった方
- ▶その年の扶養親族等申告書を提出していない方
- ▶扶養親族等申告書を提出した後、年の中途中で扶養親族が増える等の内容変更があった方
- ▶65歳以上で、老齢基礎年金ではなく障害基礎年金を受給している方

所得税の確定申告を行うには、「平成27年分 公的年金等の源泉徴収票」が必要となりますので、大切に保管してください。

●所得税の確定申告を省略できる方

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告を省略することができます。

※上記にあてはまる方であっても、還付を受ける場合には確定申告が必要ですので、ご注意ください。

所得税及び所得税の確定申告に関して、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

なお、公的年金等以外の所得金額のある方が、所得税の確定申告を省略すると、住民税の申告をお住まいの市区町村に行うことが必要となる場合があります。

住民税に関して、詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

❖ 所得税の確定申告とは？

退職・老齢を支給事由とする年金は、所得税法上の「雑所得」として所得税の課税対象となりますので、一定額以上の年金を受給されている方は受給のたびに所得税が源泉徴収されます。給与所得と違い、雑所得については年末調整が行われませんので、源泉徴収された所得税額を精算する場合は、所得税の確定申告を行うこととなります。

所得税の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての所得金額と、それに対する所得税額を計算し、源泉徴収税額などの過不足を精算する手続きのことです。

平成27年分 公的年金等の源泉徴収票<見本>



源泉徴収票の見方については、送付される源泉徴収票の隣ページに記載されていますので、ご参照ください。

平成 27 年 分 公 的 年 金 等 の 源 泉 徴 収 票 見本									
支 受 払 る 者	住所又は 居 所	102-0084 東京都 ○○○区 ××× ×××							
	氏 名	フリガナ	ネンキン	タロウ	年金証書記号番号	86XX0000000001			
	生 年 月 日	明	大	昭	年	月	日		
		*	15	6			28		
	区 分	支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額					
	法第203条の3第1号適用分								
	法第203条の3第2号適用分	1,471,600 円		1,609 円					
	法第203条の3第3号適用分								
	法第203条の3第4号適用分								
	本 人	控除対象扶養親族の数		障害者の数		社会保険料の金額			
	有	無	有	無	特	老	其	其	其
	*				人	人	人	人	人
									0
(摘要)									
支 払 者	所 在 地	東京都 千代田区 二番町 2番地							
	名 称	全国市町村職員共済組合連合会							

源泉徴収票 Q&A



「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告

Q1 源泉徴収票が届かないのですがどうしてですか？

A1 次の理由が考えられます。

- 受給されている年金の種類が障害または遺族の年金ではありませんか？
障害・遺族を支給事由とする年金については非課税となっていますので、源泉徴収票は発行されません。なお、障害または遺族の年金から社会保険料が控除されている方で、社会保険料額納付証明が必要なときは、お住まいの市区町村のそれぞれの社会保険（介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療）担当課へお問い合わせください。
- 退職(老齢)を支給事由とする年金を受給されている方へは、1月下旬に発送いたしますので、1月末までお待ちください。なお、2月に入っても届かないときは、共済組合へご連絡ください。

Q2 社会保険料の金額とは何ですか？

A2 各支給期に年金から控除された介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の合計額です。なお、見方については、送付される源泉徴収票の隣ページに記載されていますので、ご参照ください。

Q3 特別徴収された個人住民税額はどこかに表示されているのですか？

A3 この源泉徴収票には表示されていないので、市区町村から送付される通知等でご確認ください。

Q4 源泉徴収票を紛失してしまいました。再交付はできますか？

A4 共済組合にご連絡いただければ再交付いたしますが、大切な書類ですので、紛失されないよう保管には十分ご注意ください。

平成27年10月から 被用者年金制度が一元化されました

平成24年8月に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(以下「一元化法」といいます。)が成立し、平成27年10月から厚生年金制度に公務員及び私学教職員も加入し、被用者年金は、厚生年金制度に統一されました。

これにより、これまで共済年金に加入していた地方公務員も民間被用者等と同様に厚生年金の被保険者となるとともに、平成27年9月までの共済組合の組合員であった期間についても厚生年金の被保険者期間とみなされることとなりました。これを、被用者年金制度の一元化(以下「一元化」といいます。)といいます。

また、平成27年10月以降に受給権が発生する年金は退職共済年金ではなく「老齢厚生年金」となりますが、共済組合に加入していた期間に基づく年金については、引き続き全国市町村職員共済組合連合会(以下「市町村連合会」といいます。)が決定、支給を行うこととなっています。

■ 主な変更内容

平成27年10月1日の一元化前に受給権が発生した共済年金については、原則として従前どおり支給されますが、主に次の方についての年金は変更が生じる場合があります。

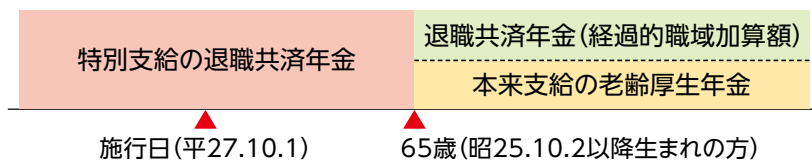
1 退職共済年金の受給権者の方(昭和25年10月2日以降に生まれた方)

現在受給されている「特別支給の退職共済年金」を受ける権利は65歳になると「本来支給の退職共済年金」に切り替わりますが、昭和25年10月2日以降に生まれた方は

65歳に到達する日が平成27年10月1日以降であるため、「本来支給の老齢厚生年金」として支給されます。

なお、すでに共済年金の受給権が発生している方の3階部分(職域年金相当部分)については、65歳以降は「退職共済年金(経過的職域加算額)」として今までどおり支給されます。ただし、物価等による年金額の改定の影響は今までと同様に受けることとなります。

※昭和25年10月1日以前に生まれた方(平成27年9月30日以前に65歳に到達された方)は、これまでと同様に65歳から「本来支給の退職共済年金」が支給されます。



2 厚生年金保険の被保険者等である退職共済年金の受給権者の方

退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者等となった場合は、年金の全部または一部が停止となることがありますが、支給停止額の計算方法は厚生年金保険制度にあわせて変更となります。

詳しくは7ページをご参照ください。

3 障害共済年金の受給権者の方

平成27年9月以前の制度では、障害共済年金の受給権者が組合員または厚生年金の被保険者等である場合は、「給与+障害共済年金の額」に応じて障害共済年金の額の全部または一部が停止されていました。

厚生年金保険制度には同様の支給停止制度は設けられていないため、平成27年10月以降は、厚生年金保険制度にあわせて、組合員(厚生年金保険の被保険者等)である間であっても障害共済年金が支給されます。ただし、職域年金相当部分は組合員である間は停止されます。

4 遺族共済年金の受給権者の方

平成27年9月以前の遺族共済年金は、受給できる遺族の順位が決まっており、先順位者がいる場合は次順位者には支給されず、先順位者が死亡、婚姻などで失権した場合には次順位者に支給されました。これを転給制度といたしました。

平成27年10月1日以降は、転給制度が厚生年金保険制度にあわせて廃止されたため、次順位の方（配偶者が受給者である場合の父母など）の受給権は平成27年10月1日をもって消滅しました（現に受給中の方は除きます。）。

5 未支給年金の給付範囲が変わります

未支給年金^(※1)は、共済年金では「遺族(死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母)または遺族がいないときは相続人」に支給していましたが、平成27年10月1日以降に共済年金の受給権者が死亡したときは、厚生年金にあわせ、「死亡した者と生計を同じくする配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹またはこれらの者以外の三親等内の親族(甥、姪など)」に支給することになります。

※1 未支給年金とは？

未支給年金とは、年金受給権者が死亡した場合、その者が支給を受けることができた給付で、その支給を受けなかったものがあるとき(死亡後に受けたものを含む)に、遺族等に支払われるものです。例えば、12月20日に年金受給権者が死亡した場合、12月15日の年金支給日に10月分と11月分の年金が支給されていますが、年金給付は、その事由の無くなった日の属する月まで支給されますので、まだ12月分が支給されていないことになります。この12月分が未支給年金となります。

旧三公社の追加費用削減について

一元化法による改正により、昭和31年6月以前の旧三公社等^(※2)の加入期間(追加費用対象期間)がある者については、平成27年10月(平成27年12月支給期分)から、年金額と追加費用対象期間の長さに応じて、年金額が引下げとなる場合があります。

※2 旧三公社とは、旧日本専売公社(現JT)、旧日本国有鉄道(現JR)、旧日本電信電話公社(現NTT)を指します。

平成27年10月から
被用者年金制度が一元化されました

指定都市職員共済組合における 長期給付事業の一元的処理の開始

平成27年10月から10の指定都市職員共済組合が行っていた年金の決定・支払を市町村連合会が行っています。

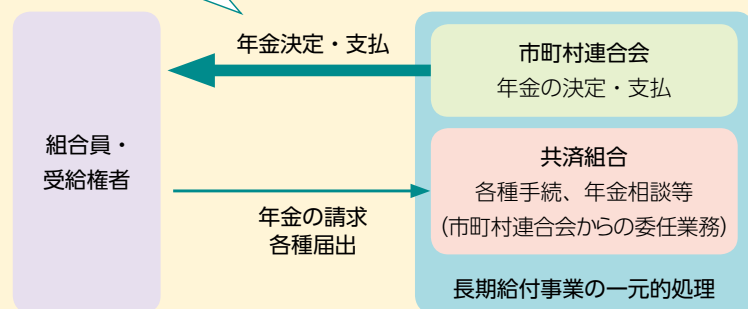
※10の指定都市職員共済組合とは？

札幌市、川崎市、横浜市、
名古屋市、京都市、大阪市、
神戸市、広島市、北九州市、
福岡市の各共済組合

年金相談窓口については、
15ページをご覧ください。

【平成27年10月以降の年金請求の流れ】(イメージ図)

年金の決定・支払は、市町村連合会が行います。



年金額改定通知書の様式が変わります

平成27年11月以降に交付される「年金額改定通知書」の様式が変更となりました。一元化後最初の改定時から変更となりますので、大切に保管しておいてください。

なお、紛失された場合の再交付の手続きについては変更ありません。

〈新しい「年金額改定通知書」のイメージ〉

年金額改定通知書の様式が変わります

見本

年金額改定通知書

年金の種類

基礎年金番号

年金証書記号番号 第 号

受給権者氏名

受給権者生年月日 年 月 日

A 決定年金額(年額) 円

年金の内訳	報酬比例額	円
内訳・中間額	第2・3号 (円)
	第1号 (円)
	第4号 (円)
職域年金額		円
定額・経過的加算額		円
加給年金額・加算額		円
長の特例加算額		円
繰下げ加算額		円

B 支給停止額(年額) 円

C 支給年金額(年額) 円

年 月 日から右記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。

この決定に関し不服があるときは、行政不服審査法により、この決定があった日から、その趣旨及び理由を述べ、その取消を請求することができます。全国市町村職員共済組合連合会理事長

表示形式が変わりました。

印影が加わりました。

- A** 決定年金額(年額)…改定後の年金額(年額)が記載されます。下に内訳を記載しています。
- B** 支給停止額(年額)…決定年金額のうち支給停止となっている金額が記載されます。
- C** 支給年金額(年額)…実際に支給される年金額(年額)が記載されます。**A**から**B**を引いた金額となります。

年金額が1円単位で決定され、支給されることとなります。

一元化前における年金額の決定は、100円単位で決定(50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは100円に切り上げ)し支給することとされていましたが、一元化後の年金額を決定するときには、1円単位で決定(円未満四捨五入)され、支給されることとなります(平成27年9月30日までに受給権が発生した年金については、平成28年4月の年金額改定時から1円単位になります。)



所得制限について (平成27年12月支給期から)

■厚生年金保険の被保険者等である共済年金の受給権者の方

共済年金^(注1)の受給権者が厚生年金保険の被保険者となっている場合や国会議員・地方議会議員である場合、「賃金+共済年金の額」が「停止基準額」^(注2)を超えるときには、年金の全部または一部が停止となります。

この「賃金+共済年金の額」は、平成27年10月分(平成27年12月支給期分)からは共済年金と老齢厚生年金の年金額を合算して算出することとなります(例えば、退職共済年金と老齢厚生年金を受給している方は、「賃金+退職共済年金+老齢厚生年金」となります。)

また、「停止基準額」は、一元化前は共済年金制度と厚生年金保険制度で異なりましたが、平成27年10月以降は厚生年金保険制度にあわせることとなりました。

(現行)	(一元化後)
47万円 (年齢にかかわらず)	65歳未満 28万円
	65歳以上 47万円

なお、共済年金の支給停止額が平成27年10月以前の停止額よりも大きくなる方については、一定の配慮措置が設けられています。詳しくは8ページをご参照ください。

注1 退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金の受給権者が対象となります。

注2 停止基準額(47万円、28万円)は、賃金や物価の変動に応じて改定される場合があります。

具体的な計算方法は次のとおりです。

●65歳未満の支給停止額の計算方法

賃金の月額^(※1)と年金の月額^(※2)の合計額が28万円を超えるときに年金の全部または一部停止

計算方法 ア 年金 \leq 28万円かつ、賃金 \leq 47万円のケース

$$\text{支給停止額(月額)} = \{(\text{賃金の月額} + \text{年金の月額}) - 28\text{万円}\} \times 1/2$$

計算方法 イ 年金 \leq 28万円かつ、賃金 $>$ 47万円のケース

$$\text{支給停止額(月額)} = (\text{賃金の月額} - 47\text{万円}) + \{(\text{年金の月額} + 47\text{万円}) - 28\text{万円}\} \times 1/2$$

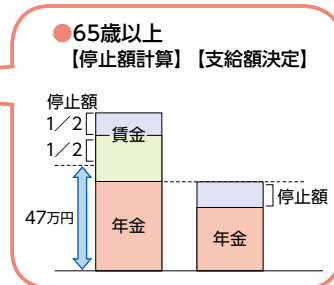
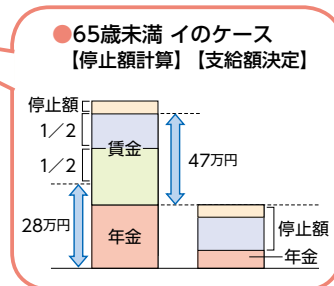
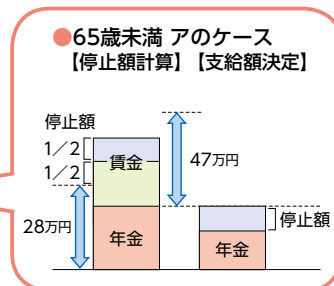
●65歳以上の支給停止額の計算方法

賃金と年金の合計額が47万円を超えるときに年金の全部または一部停止

$$\text{支給停止額(月額)} = \{(\text{賃金の月額} + \text{年金の月額}) - 47\text{万円}\} \times 1/2$$

※1 **賃金(総報酬月額相当額)** = 標準報酬月額 + 過去一年の標準賞与額の総額 \times 1/12

※2 **年金(基本月額)** = (共済年金 + 老齢厚生年金) (職域年金相当部分・加給年金部分を除く) \times 1/12



所得制限について
(平成27年12月支給期から)

■配慮措置(65歳未満)

厚生年金保険の被保険者となっている場合や国会議員・地方議会議員である場合は、一元化により在職支給停止の計算方法が変更され、停止の基準額が月額47万円から月額28万円に引き下がることにより、支給額が大幅に減少(支給停止される額が増加)する場合があります。次のような配慮措置が設けられています。

●配慮措置の概要

次のⅠ、Ⅱのいずれか低い方の額が、一元化後の計算方法による本来の支給停止額よりも低い場合は、その低い方の額が支給停止額となります。

※退職共済年金以外に老齢厚生年金や他の共済制度の退職共済年金をあわせて受給している場合は、それぞれの年金の合計額に基づき計算された支給額となります。

Ⅰ 一元化前の計算方法による支給停止額を除いた総収入(賃金と年金の合計)の10%を減額の上限とします。

$$\text{支給停止額} = (A - B) \times 10\% + B$$

Ⅱ **Ⅰ**の総収入(賃金と年金の合計)の額が35万円を超える部分を減額対象とします。

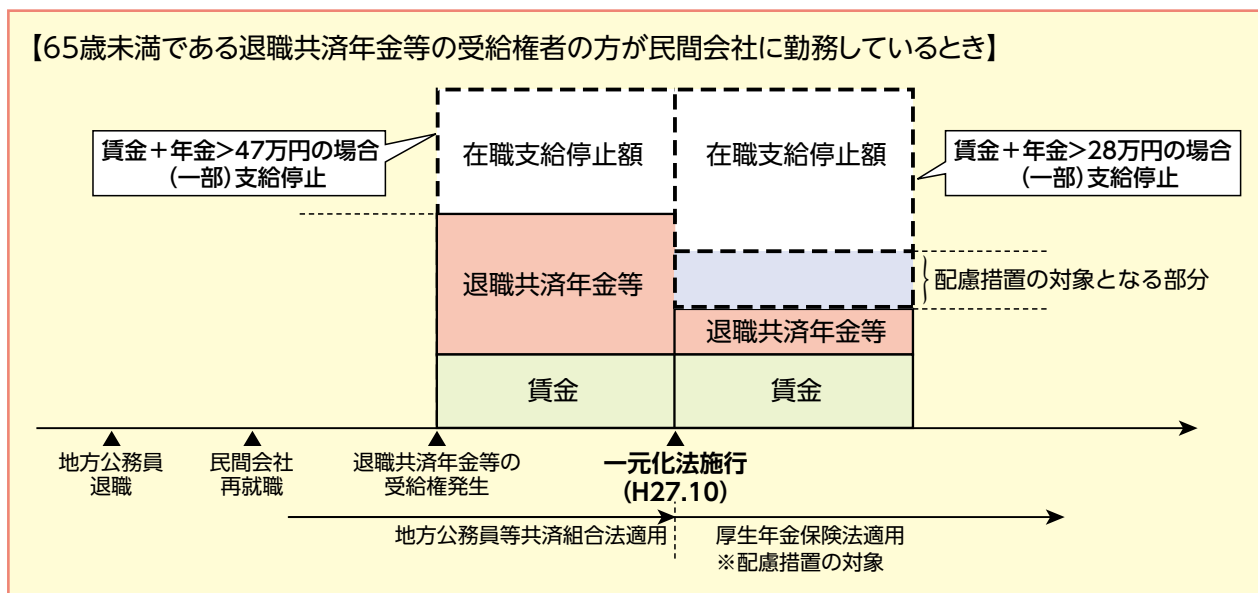
$$\text{支給停止額} = \{(A - B) - 35\text{万円}\} (0\text{円以下となる場合は}0\text{円}) + B$$

A 賃金の月額+各年金の月額の合計額

※賃金の月額とは、「当月の標準報酬月額+過去1年間の標準賞与の合計額の12分の1」をいいます。

※各年金の月額の合計額とは、「各年金の年金額から職域年金相当部分及び加給年金額を除いた額の12分の1」の合計額をいいます。

B 各年金に対する一元化前の計算方法による支給停止額の合計額



●配慮措置の対象者

次の両方の条件を満たす方が対象となります。

【条件1】 平成27年10月前に受給権が発生した年金の受給権を有していること。

※昭和29年10月2日以降生まれの一般組合員(一元化前に退職共済年金の繰上げ請求をした者を除く。)及び昭和30年10月2日以降生まれの消防特例該当者は、配慮措置の対象とはなりません。

【条件2】 一元化前から引き続き厚生年金保険の被保険者等であること。

※【条件1】を満たしていても、一元化後に再就職した場合は、配慮措置の対象とはなりません。

● 配慮措置の対象とならない場合

次のような場合には配慮措置の対象にはなりません。

- 65歳に到達し、本来支給の老齢厚生年金が決定されたとき。
- 一元化前から引き続き在職している職場から退職・転職したとき(1日も空けずに厚生年金被保険者の資格を再取得した場合でも再取得後の配慮措置の適用はありません。)

<配慮措置の計算例>

◆ 配慮措置(65歳未満)

老齢厚生年金：年額30万円……………①

退職共済年金：年額144万円……………②

②のうち職域年金相当部分24万円……………③

標準報酬月額：30万円……………④ (賞与なし……………⑤)

● 年金(基本月額) = $(② - ③ + ①) / 12 = 12.5$ 万円……………⑥

● 賃金(総報酬月額相当額) = $④ + ⑤ = 30$ 万円……………⑦

● 年金 + 賃金 = $⑥ + ⑦ = 42.5$ 万円……………⑧

● 一元化後の支給停止額(月額)の算出

$(⑧ - 28$ 万円) / 2 = 7.25万円……………⑨

● 一元化前特例支給停止額(月額)の算出

【老齢厚生年金】 $\{(① / 12 + ⑦) - 28$ 万円} / 2 = 2.25万円……………⑩

【退職共済年金】 $\{(② - ③) / 12 + ⑦ - 47$ 万円} / 2 ≤ 0 (停止なし)……………⑪

停止額の合計 = $⑩ + ⑪ = 2.25$ 万円……………⑫

● 配慮措置Ⅰ(P8参照)の計算

$(⑦ + ⑥ - ⑫) \times 10\% + ⑫ = 6.275$ 万円……………⑬

● 配慮措置Ⅱ(P8参照)の計算

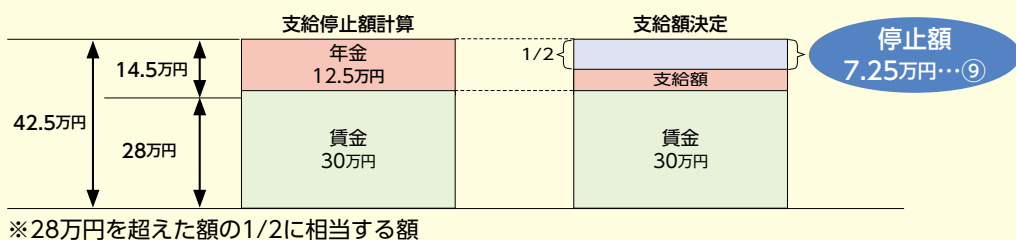
$(⑦ + ⑥ - ⑫) - 35$ 万円 + ⑫ = 7.5万円……………⑭

一元化後の計算方式と、配慮措置の計算方式(ⅠとⅡ)を比べると、配慮措置Ⅰの計算(⑬:6.275万円) < 一元化後の計算(⑨:7.25万円) < 配慮措置Ⅱの計算(⑭:7.5万円)となります。

よって、一番金額が低い配慮措置Ⅰの⑬:6.275万円が支給停止額となります。

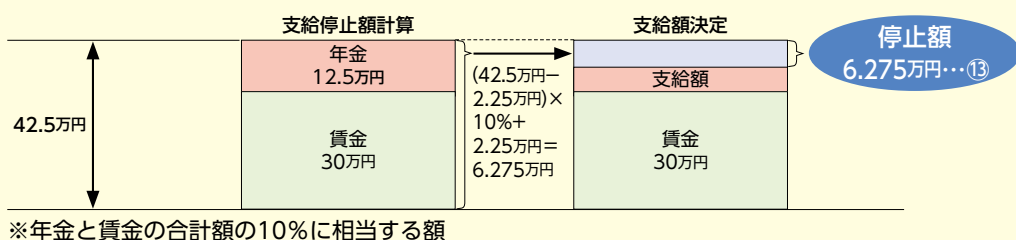
1 一元化後の支給停止額(月額)の計算

$$([\text{賃金}] + [\text{年金}] - 28\text{万円}) \times 1/2 = (30\text{万円} + 12.5\text{万円} - 28\text{万円}) \times 1/2 = 7.25\text{万円}$$



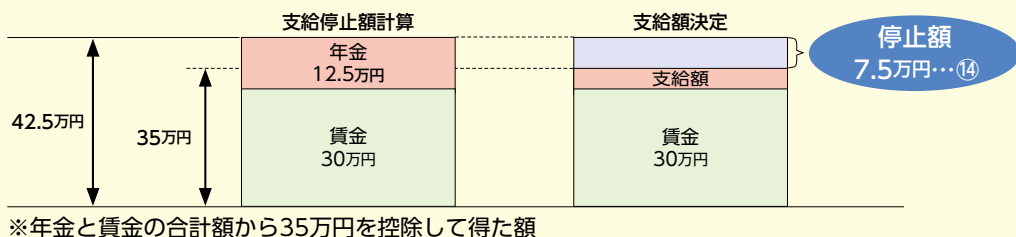
2 配慮措置Ⅰの計算イメージ

10%配慮措置 「年金」から一元化前の停止計算式による停止額を除いた額と「賃金」の合計額の10%
 $([\text{賃金}] + [\text{年金}] - \text{一元化前の停止合計額}) \times 10\% + \text{一元化前の停止合計額}$
 $= (30\text{万円} + 12.5\text{万円} - 2.25\text{万円}) \times 10\% + 2.25\text{万円} = 6.275\text{万円}$



3 配慮措置Ⅱの計算イメージ

35万円配慮措置 「賃金」と「年金」の合計額から35万円を控除した額
 $[\text{賃金}] + [\text{年金}] - 35\text{万円} = (30\text{万円} + 12.5\text{万円} - 2.25\text{万円}) - 35\text{万円} + 2.25\text{万円} = 7.5\text{万円}$



①②③を比較した結果、配慮措置Ⅰによる支給停止額が最も小さいため、配慮措置適用後の停止額は、共済年金と厚生年金をあわせて②の月額6.275万円となります。

停止額は、12月支給期分(平成27年10・11月分)から変更になります。

■厚生年金保険に加入中の方

●高年齢雇用継続給付との調整

高年齢雇用継続給付^(※)を受けている方が、同時に特別支給の老齢厚生年金を受ける場合は、在職による年金の支給停止に加えて、さらに、高年齢雇用継続給付との調整により年金の一部が停止される場合があります。なお、停止額は最高で標準報酬月額^(※)の6%相当額となります。

※高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者が、原則として60歳以降の賃金が60歳時点に比べて、75%未満に低下した状態で働き続ける場合に支給されます。

<一元化による変更点>

平成27年10月以降、在職老齢年金の計算方法が退職共済年金と老齢厚生年金をあわせて計算する方法に変更されることとともない、老齢厚生年金が高年齢雇用継続給付との調整で一部停止されている方は、停止額に厚生年金と共済年金の合計額に対するそれぞれの額の占める割合を乗じて得た額をそれぞれ停止することとなります。

一元化前の制度では、退職共済年金の受給者が高年齢雇用継続給付を受けている場合、共済組合の組合員である場合に限り、退職共済年金の一部が停止されていましたが、平成27年10月以降、厚生年金保険の被保険者である場合も年金の一部が停止されることとなります。

(平成27年12月支給期から) 所得制限について

被用者年金制度の一元化後の届出について

平成27年10月からの一元化にともない、新たにワンストップサービスが実施され、年金に関する各種届出の用紙についても一元化後の様式に改められました。

1 ワンストップサービスについて

ワンストップサービスとは、一元化にともない、これまで厚生年金は年金事務所、共済年金は各都道府県の共済組合など、制度ごとに別々の窓口で行っていた年金に関する手続きや相談について、一元化後の厚生年金に関する手続き等は、受給権者等が望む、いずれか一つの窓口で全ての期間に係る手続きを行うことができるサービスです。

基本的に、ワンストップサービスの対象となるのは一元化後に受給権が発生した厚生年金となります。

一元化前に既に受給権が発生している共済年金や厚生年金については、基本的にはこれまでどおり共済組合や年金事務所に届け出をいただくこととなりますが、共済年金と厚生年金の手続きをあわせて行う場合には、以下の届出等についてワンストップサービスの対象となります。

- ワンストップサービスの対象となる届出
 - ・氏名変更届
 - ・未支給年金請求書(死亡届)
 - ・議員在職支給停止届
 - ・住所変更届

※ご提出いただく届出用紙は、一元化後の新しい様式のものとなります。

2 こんなときには届出を

各種用紙の請求や提出先等は、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合となります。

なお、ワンストップサービスの対象となる届出については、日本年金機構の年金事務所や、他の共済組合(地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団)へもご提出いただけます。

1 再就職したとき・議会議員に就任したとき・失業給付を受けようとするとき

■再就職した場合

老齢厚生年金及び共済年金^(※1)の受給権者が、国家公務員や地方公務員として再就職した場合は、次の届出が必要となります。

なお、民間会社や私立学校の教員等に再就職した場合の届出は不要です。

(※1)退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金の年金受給権者が対象となります。

- 提出の必要な書類：年金受給権者再就職届(ワンストップサービスの対象：×)
また、添付書類として「年金証書」が必要です。

■議会議員に就任したとき

老齢厚生年金および共済年金^(※1)の年金受給権者が議会議員に就任したときは、年金の額と議員報酬および過去一年間の賞与の額によっては、議員に就任した日の翌月分から年金の一部が支給停止になることがあります。

- 提出の必要な書類：議員在職支給停止届(ワンストップサービスの対象：○)
添付書類は不要です。



◆議会議員の方で、議員報酬月額の変動や期末手当の支給があった場合は、異動や支給のあるごとに共済組合に上記書類を届出をしていただく必要がありますので、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いします。

■雇用保険法による失業給付を受けようとするとき

65歳未満の方が雇用保険法による失業給付(基本手当など)を受給する場合、その金額の多少を問わず、老齢厚生年金や退職共済年金(職域年金相当部分を除いた額)が全額停止になります。

失業給付の申請に関しては、その給付額と年金受給額とを比較して慎重に検討することが必要です。

●提出の必要な書類

受給されている年金の種別によって提出いただく書類が異なります。

- ・ 厚生年金受給権者：老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届(ワンストップサービスの対象：○)
平成27年10月1日以降に受給権が発生した方が対象です。
- ・ 共済年金受給権者：雇用保険法による給付との調整事由該当・非該当届書
(ワンストップサービスの対象：×)
平成27年9月30日までに受給権が発生した方が対象です。

なお、次の場合には提出が不要となります。

- ・ 特別支給の老齢厚生年金請求の際、請求書に雇用保険被保険者番号を記載している場合。
- ・ 過去に老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届を提出したことがある場合。

- 上記の書類に添付する書類 雇用保険受給資格者証の写し
または高年齢雇用継続給付支給決定通知書の写し

2 加給年金額対象者に異動があったとき

○加給年金額対象者である配偶者が、次の年金を受給することとなったとき

- ・ 老齢厚生年金、退職共済年金で、それぞれ単独でまたは両者を通算して、加入期間が20年以上ある年金または法令により20年とみなされる年金
- ・ 障害を事由とする年金(障害厚生年金、障害共済年金、障害基礎年金等)

○加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき

○加給年金額対象者である子が婚姻または、養子縁組したとき、または養子縁組による子が離縁したときなど

●提出の必要な書類

受給されている年金の種別によって提出いただく書類が異なります。

なお、異動事由に応じて添付書類をご提出いただく必要があります。

- ・ 厚生年金受給権者：加算額・加給年金額対象者不該当届(ワンストップサービスの対象：○)
平成27年10月1日以降に受給権が発生した方が対象です。
ただし加給年金額対象者である配偶者が、地方公務員の共済組合が支給する年金を受給されることとなった場合は、届出は不要です。
地方公務員の共済組合とは
地方職員共済組合(団体共済部含む)、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、指定都市・市町村・都市職員共済組合
- ・ 共済年金受給権者：加給年金額対象者異動届書(ワンストップサービスの対象：×)
平成27年9月30日までに受給権が発生した方が対象です。



- ◆加給年金額対象者である配偶者が65歳になったことにより老齢基礎年金の受給を開始したとき、または65歳前に繰上げて老齢基礎年金の受給を開始したときの届出は、必要ありません。
- ◆加給年金額対象者がお亡くなりになったときは、住民基本台帳ネットワークシステムで確認できる場合、届書の提出が省略できます。**ただし、年金の過払いが発生する可能性がありますので、電話等にて各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いいたします。**

3 遺族厚生年金・遺族共済年金の受給権者が婚姻等したとき

遺族厚生年金・遺族共済年金^(※2)の受給権者が婚姻(事実婚を含みます。)した場合、遺族給付の受給権が消滅します。

また、受給権者である子が他の方の養子になったときや、元組合員の養子であった受給権者が死後離縁をした場合も、遺族給付の受給権が消滅します。

このような事例に該当した場合は、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

(※2) 遺族厚生年金・遺族共済年金以外にも、遺族年金、通算遺族年金が該当します。



◆ ①～③の場合は、届出が遅れますと年金が過払いとなることがあり、過払いとなった年金は、後日必ず返還していただくことになりますので、ご注意ください。

4 障害等級1級または2級の障害厚生年金・障害共済年金受給権者が婚姻等したとき

障害等級1級または2級の障害厚生年金・障害共済年金を受けている方については、婚姻等により、生計を共にする恒常的な収入が年額850万円(所得で655.5万円)未満である65歳未満の配偶者を有することとなった場合、加給年金額が加算されます^(※3)ので、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

(※3) 加給年金額対象者となる配偶者が、次の年金を受給しているときは、加給年金額の支給が停止となります。

- ・ 老齢厚生年金、退職共済年金で、それぞれ単独でまたは両者を通算して、加入期間が20年以上ある年金または法令により20年以上とみなされる年金
- ・ 障害を事由とする年金(障害厚生年金・障害共済年金・障害基礎年金等)

5 氏名・住所・年金の受取金融機関を変更するとき

● 提出の必要な書類

① 氏名変更の場合：年金受給権者氏名変更届(ワンストップサービスの対象：○)^(※4)

また、添付書類として以下の書類が必要です。

- a 年金証書
- b 市区町村長の証明書または戸籍抄本
(bは住民基本台帳ネットワークシステムにおいて変更が確認できる場合は不要。)

② 住所変更の場合：年金受給権者住所変更届(ワンストップサービスの対象：○)^(※4)

添付書類は不要です。

なお、次ページの**注意**をご参照ください。

③ 受取金融機関変更の場合

受給されている年金の種別によって提出いただく書類が異なります。

なお、どちらの場合も添付書類として、「口座名義および口座番号の確認ができる預金通帳の写し」または「金融機関の証明」が必要です。

厚生年金受給権者：年金受給権者受取機関変更届(ワンストップサービスの対象：○)

平成27年10月1日以降に受給権が発生した方が対象です。

共済年金受給権者：年金受給権者異動報告書(ワンストップサービスの対象：×)

平成27年9月30日までに受給権が発生した方が対象です。

(※4) ワンストップサービスの対象となる、年金受給権者氏名変更届、年金受給権者住所変更届および年金受給権者受取機関変更届については、複数の年金の受給権をお持ちの場合でも、共済組合または年金事務所に届出を1通のみ提出することで、すべての年金について変更することができます。

注意

◆住民基本台帳ネットワークシステムにおいて変更が確認できる場合、住所変更のみの届出は不要です。

◆共済組合において住民基本台帳ネットワークシステムで住所変更の確認が取れるまでの間、旧住所宛てに郵便物を送付することとなりますので、郵便局に転居届をご提出ください(届出から1年間、旧住所宛ての郵便物が新住所に転送されます。)

◆**電話番号を変更された場合、共済組合からの電話による連絡が行えなくなりますので、電話番号を変更された旨を各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いいたします。**

6 年金受給権者の所在が1月以上不明であるとき

年金受給権者の方の所在が1月以上明らかでないときは、その方と同一世帯の方は、所在不明についての届出を行う必要があります。

その後、共済組合から年金受給権者ご本人宛てに現況届(または現況申告書)を送付し、現況届(または現況申告書)が共済組合に提出された場合は年金の支給が継続されますが、現況届(または現況申告書)の提出がされない場合は年金の支給が一時差止めとなります。

●受給されている年金の種別によって提出いただく書類が異なります。

- ・厚生年金受給権者：年金受給権者所在不明届(ワンストップサービスの対象：○)
平成27年10月1日以降に受給権が発生した方が対象です。
また、添付書類として「年金証書の写し」が必要です。
- ・共済年金受給権者：年金受給権者所在不明届出書(ワンストップサービスの対象：×)
平成27年9月30日までに受給権が発生した方が対象です。
なお、添付書類は不要です。

もしご本人が亡くなられたとき

▶遺族厚生年金の受給権が発生する場合

退職または障害(障害等級3級の場合を除く。)^(※5)の厚生年金・共済年金受給権者が亡くなられた当時、その方と生計を共にし、かつ、恒常的な年間の収入が将来にわたって850万円(所得で655.5万円)未満である方(配偶者、子、父母、孫、祖父母)^(※6)がいる場合は、遺族厚生年金の受給権が発生すると考えられますので、電話等にて各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

注) 遺族厚生年金は、他の公的年金を受けている場合や年齢等の条件により、一部または全部が支給停止となることがあります。

(※5) 障害等級3級の場合であっても、65歳未満の方は、亡くなられた原因により該当することがあります。

(※6) 子や孫は、18歳になってから最初の3月31日を迎えるまでの間にあって未婚の方、または20歳未満で障害等級1、2級の方に限ります。

▶年金受給権が消滅する場合

上記の要件を満たしている方がいない場合または遺族の厚生年金・共済年金受給権者が亡くなられた場合は、年金の受給権が消滅します。**年金の過払い金や未払い分の給付が発生する可能性がありますので、電話等にて各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。**

年金相談窓口一覧

(平成27年10月1日現在)

指定都市職員共済組合	TEL
札幌市職員共済組合	011-211-2432
川崎市職員共済組合	044-200-2143
横浜市職員共済組合	045-671-3370
名古屋市職員共済組合	052-962-1485
京都市職員共済組合	075-222-3240
大阪市職員共済組合	06-6208-7547
神戸市職員共済組合	078-322-5104
広島市職員共済組合	082-504-2061
北九州市職員共済組合	093-582-2224
福岡市職員共済組合	092-711-4145
市町村職員共済組合	TEL
北海道市町村職員共済組合	011-330-2565
青森県市町村職員共済組合	017-723-6522
岩手県市町村職員共済組合	019-653-0557
宮城県市町村職員共済組合	022-263-6412
秋田県市町村職員共済組合	018-862-5262
山形県市町村職員共済組合	023-622-6900
福島県市町村職員共済組合	024-533-0011
茨城県市町村職員共済組合	029-301-1414
栃木県市町村職員共済組合	028-615-7817
群馬県市町村職員共済組合	027-290-1358
埼玉県市町村職員共済組合	048-822-3253
千葉県市町村職員共済組合	043-248-1117
東京都市町村職員共済組合	042-528-2183
神奈川県市町村職員共済組合	045-664-5422
山梨県市町村職員共済組合	055-232-7311
新潟県市町村職員共済組合	025-285-5413
富山県市町村職員共済組合	076-431-8034
石川県市町村職員共済組合	076-263-3362
福井県市町村職員共済組合	0776-52-7303
長野県市町村職員共済組合	026-217-5607
岐阜県市町村職員共済組合	058-277-1130
静岡県市町村職員共済組合	054-202-4847
愛知県市町村職員共済組合	052-951-4596
三重県市町村職員共済組合	059-228-6193

市町村職員共済組合	TEL
滋賀県市町村職員共済組合	077-525-5784
京都府市町村職員共済組合	075-431-0303
大阪府市町村職員共済組合	06-6941-4803
兵庫県市町村職員共済組合	078-321-0624
奈良県市町村職員共済組合	0744-29-8266
和歌山県市町村職員共済組合	073-431-0154
鳥取県市町村職員共済組合	0857-26-2342
島根県市町村職員共済組合	0852-21-9503
岡山県市町村職員共済組合	086-225-7840
広島県市町村職員共済組合	082-545-8555
山口県市町村職員共済組合	083-925-6550
徳島県市町村職員共済組合	088-621-3520
香川県市町村職員共済組合	087-851-6681
愛媛県市町村職員共済組合	089-945-6317
高知県市町村職員共済組合	088-823-3212
福岡県市町村職員共済組合	092-651-2462
佐賀県市町村職員共済組合	0952-29-0333
長崎県市町村職員共済組合	095-827-3140
熊本県市町村職員共済組合	096-368-0900
大分県市町村職員共済組合	097-532-1531
宮崎県市町村職員共済組合	0985-24-5527
鹿児島県市町村職員共済組合	099-256-6757
沖縄県市町村職員共済組合	098-867-0785
都市職員共済組合	TEL
北海道都市職員共済組合 ^{※1}	011-512-1770
仙台市職員共済組合	022-214-1227
愛知県都市職員共済組合 ^{※2}	052-228-0493
連合会	TEL
全国市町村職員共済組合連合会	03-5210-4608

※1 函館・小樽・旭川・室蘭・帯広・岩見沢・夕張・網走・美唄・苫小牧・稚内・留萌の各市に勤めていたもしくは勤めている方

※2 豊橋・岡崎・一宮・瀬戸・半田・春日井・豊川・津島・碧南・刈谷・豊田・安城の各市に勤めていたもしくは勤めている方

ねんきんカレンダー

平成27年
12月

平成28年
12月

までの予定です

時 期		定期支給関係	そ の 他
平成27年	12月 中旬	『年金だより』をお送りしています。 年金支払通知書をお送りしています。※1	
	12月 15日(火)	年金支給日(10月・11月分)※2	
平成28年	1月 下旬		平成27年分「源泉徴収票(はがき形式)」をお送りします。
	2月 15日(月)	年金支給日(12月・1月分)※2	平成27年分確定申告開始 (2月16日～3月15日)
	4月 15日(金)	年金支給日(2月・3月分)※2	
	6月 中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	6月 15日(水)	年金支給日(4月・5月分)※2	
	8月 15日(月)	年金支給日(6月・7月分)※2	
	10月 14日(金)	年金支給日(8月・9月分)※2	平成29年分「扶養親族等申告書」をお送りします(10月～11月頃)。
	12月 中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	12月 15日(木)	年金支給日(10月・11月分)※2	

- ※1 **【年金支払通知書】**は支払いがある方に各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合を通じて6月・12月に封書でお送りします。また、住所、氏名、振込先、支払額に変更があった場合には、6月・12月以外でも**【年金支払通知書】**を送付します。
- ※2 年金支給日には原則として支給月の前2か月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が異なる場合があります。

⚠️ ご注意ください

【年金支払通知書】の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年6回ですので、年金の支払いがある方については、**【年金支払通知書】**が送付されない場合でも、年金は振り込まれます。

『年金だより』についてのご意見、ご感想などをお待ちしています

全国市町村職員共済組合連合会 年金部

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4608



⚠️ 共済組合に関係していることをほのめかす販売勧誘等の電話にご注意ください

最近、年金受給者の方に対し、健康食品や開運商品の販売業者から、共済組合に関係していることをほのめかして、商品を送る旨の連絡があったり、実際に商品が送りつけられたりするといったことが起きています。指定都市・市町村・都市職員共済組合および本連合会はこのような業者とは一切関係がありませんので、ご注意ください。

年金だより

第18号 平成27年12月 発行：全国市町村職員共済組合連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4611

ホームページアドレス <http://www.shichousonren.or.jp/>